

【重要】令和8年度 海事科学部及び海洋政策科学部「遠隔授業」実施科目

学部（学士課程）において卒業所要単位数に含めることのできる「遠隔授業」（※）による単位数の上限は、国の法令である「大学設置基準」及び本学教学規則に基づき、「60単位まで」と定められています。「遠隔授業」が60単位よりも多くなった場合は、卒業所要単位数に含まれません。

海事科学部及び海洋政策科学部では、下表の専門科目及び高度教養科目を、令和8年度に60単位上限の対象となる「遠隔授業」として定め、開講します。

- 教養教育院(旧 国際教養教育院)や他学部で開講される科目については、教養教育院HPや各学部HPを確認してください。令和4年度以降に履修科目がある場合は、「遠隔授業」として定められている可能性がありますので、よく確認してください。
- 単位互換制度や入学前既修得単位として認定される科目も、「遠隔授業」として定められている場合は、60単位上限の対象になります。

ただし、令和2年度から令和4年度までに遠隔授業であった場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特例処置として開講したため、修得した単位は、60単位上限の単位には含まれません。

■令和8年度に60単位上限の対象となる「遠隔授業」

<海事科学部>

科目区分	科目名
対象科目なし	対象科目なし

<海洋政策科学部>

科目区分	科目名
海洋ガバナンス領域専門科目 海洋専門基礎科目	海運政策概論-1
	海運政策概論-2
	経営学基礎論 1-1
	経営学基礎論 1-2
	国際関係論-1
	国際関係論-2
海洋ガバナンス領域専門科目 主専門科目	海運政策論-1
	海運政策論-2
	海運経営論-1
	海運経営論-2
	防災政策論-2
	国際社会論
	国際政治経済論
高度教養科目	現代海事産業概論-1
	現代海事産業概論-2

【重要】令和7年度 海事科学部及び海洋政策科学部「遠隔授業」実施科目

学部（学士課程）において卒業所要単位数に含めることのできる「遠隔授業」（※）による単位数の上限は、国の法令である「大学設置基準」及び本学教学規則に基づき、「60 単位まで」と定められています。「遠隔授業」が60 単位よりも多くなった場合は、卒業所要単位数に含まれません。

海事科学部及び海洋政策科学部では、下表の専門科目及び高度教養科目を、令和6年度に60 単位上限の対象となる「遠隔授業」として定め、開講します。

また、自学部開講科目以外でも、「遠隔授業」として定められている場合は、60 単位上限の対象となりますので、履修計画を立てる際には、十分に注意をしてください。

- 教養教育院(旧 国際教養教育院)や他学部で開講される科目については、教養教育院HPや各学部HPを確認してください。令和4年度以降に履修科目がある場合は、「遠隔授業」として定められている可能性がありますので、よく確認してください。
- 単位互換制度や入学前既修得単位として認定される科目も、「遠隔授業」として定められている場合は、60 単位上限の対象となります。

(※) 卒業所要単位数に含めることのできる「遠隔授業」（60 単位上限の対象となる「遠隔授業」）

- ・全ての授業回数を遠隔で実施する授業科目
- ・半分を超える授業回数を遠隔で実施する授業科目

ただし、令和2年度から令和4年度までに遠隔授業であった場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特例処置として開講したため、修得した単位は、60 単位上限の単位には含まれません。

■令和7年度に60 単位上限の対象となる「遠隔授業」

<海事科学部>

科目区分	科目名
対象科目なし	対象科目なし

<海洋政策科学部>

科目区分	科目名
海洋ガバナンス領域専門科目 海洋専門基礎科目	海運政策概論-1
	海運政策概論-2
	経営学基礎論 1-1
	経営学基礎論 1-2
	国際関係論-1
	国際関係論-2
海洋ガバナンス領域専門科目 主専門科目	海運政策論-1
	海運政策論-2
	防災政策論-2
	国際社会論
	国際政治経済論

【重要】令和6年度 海事科学部及び海洋政策科学部「遠隔授業」実施科目

学部（学士課程）において卒業所要単位数に含めることのできる「遠隔授業」（※）による単位数の上限は、国の法令である「大学設置基準」及び本学教学規則に基づき、「60 単位まで」と定められています。「遠隔授業」が60 単位よりも多くなった場合は、卒業所要単位数に含まれません。

海事科学部及び海洋政策科学部では、下表の専門科目及び高度教養科目を、令和6年度に60 単位上限の対象となる「遠隔授業」として定め、開講します。

また、自学部開講科目以外でも、「遠隔授業」として定められている場合は、60 単位上限の対象となりますので、履修計画を立てる際には、十分に注意をしてください。

- 教養教育院(旧 国際教養教育院)や他学部で開講される科目については、教養教育院HPや各学部HPを確認してください。令和4年度以降に履修科目がある場合は、「遠隔授業」として定められている可能性がありますので、よく確認してください。
- 単位互換制度や入学前既修得単位として認定される科目も、「遠隔授業」として定められている場合は、60 単位上限の対象になります。

(※) 卒業所要単位数に含めることのできる「遠隔授業」（60 単位上限の対象となる「遠隔授業」）

- ・全ての授業回数を遠隔で実施する授業科目
- ・半分を超える授業回数を遠隔で実施する授業科目

ただし、令和2年度から令和4年度までに遠隔授業であった場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特例処置として開講したため、修得した単位は、60 単位上限の単位には含まれません。

■令和6年度に60 単位上限の対象となる「遠隔授業」

<海事科学部>

科目区分	科目名
対象科目なし	対象科目なし

<海洋政策科学部>

科目区分	科目名
海洋ガバナンス領域専門科目 海洋専門基礎科目	海運政策概論-1
	海運政策概論-2
	経営学基礎論 1-1
	経営学基礎論 1-2
海洋ガバナンス領域専門科目 主専門科目	海運政策論-1
	海運政策論-2

【重要】令和5年度 海事科学部及び海洋政策科学部「遠隔授業」実施科目

学部（学士課程）において卒業所要単位数に含めることのできる「遠隔授業」（※）による単位数の上限は、国の法令である「大学設置基準」及び本学教学規則に基づき、「60 単位まで」と定められています。「遠隔授業」が60 単位よりも多くなった場合は、卒業所要単位数に含まれません。

海事科学部及び海洋政策科学部では、下表の専門科目及び高度教養科目を、令和5年度に60 単位上限の対象となる「遠隔授業」として定め、開講します。

また、自学部開講科目以外でも、「遠隔授業」として定められている場合は、60 単位上限の対象となりますので、履修計画を立てる際には、十分に注意をしてください。

- 教養教育院(旧 国際教養教育院)や他学部で開講される科目については、教養教育院HPや各学部HPを確認してください。令和4年度に履修科目がある場合は、「遠隔授業」として定められている可能性がありますので、よく確認してください。
- 単位互換制度や入学前既修得単位として認定される科目も、「遠隔授業」として定められている場合は、60 単位上限の対象になります。

(※) 卒業所要単位数に含めることのできる「遠隔授業」（60 単位上限の対象となる「遠隔授業」）

- ・全ての授業回数を遠隔で実施する授業科目
- ・半分を超える授業回数を遠隔で実施する授業科目

ただし、令和5年度に、新型コロナウイルス感染症の影響等により、特別に遠隔授業で代替して開講する場合は、修得した単位は、60 単位上限の単位に含まれません。

また、令和2年度から令和4年度までに遠隔授業であった場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特例処置として開講したため、修得した単位は、60 単位上限の単位には含まれません。

■令和5年度に60 単位上限の対象となる「遠隔授業」

<海事科学部>

科目区分	科目名
対象科目なし	対象科目なし

<海洋政策科学部> 4年生配当科目については、令和6年度に定めます。

科目区分	科目名
海洋ガバナンス領域専門科目 海洋専門基礎科目	海運政策概論-1
	海運政策概論-2
	経営学基礎論 1-1
	経営学基礎論 1-2
海洋ガバナンス領域専門科目 主専門科目	海運政策論-1
	海運政策論-2